

家族への思いやり

緩和型

人生100年時代の”万が一”に
少額で備えられる死亡保険です



お申込みは20～89歳まで可能

最長99歳まで更新が可能

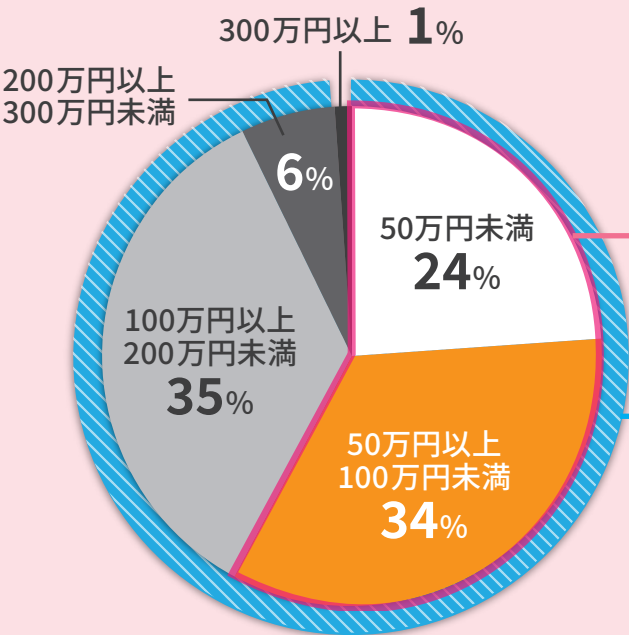
日帰り入院から一時金を受け取れます

※入院一時金特約（引受基準緩和型）を付加した場合



現在のお葬式の傾向

最近では、家族葬や一日葬といった、親密な方々のみにご参列いただき、故人と静かに最後の時を過ごしていただく形式のご葬儀が広くおこなわれています。



全国の葬儀費用

全国の6割近くのご葬儀は、**100万円未満**でとりおこなわれています。

全体の99%のご葬儀は、**300万円未満**でとりおこなわれています。

出典：経済産業省大臣官房調査統計グループ
「平成30年 特定サービス産業実態調査報告書 冠婚葬祭編」を元に
プラス少額短期保険が作成



保険の仕組み

保険の対象となる方がお亡くなりになった場合に保険金をお支払いする、わかりやすい仕組みの保険です！

契約年齢	初回契約の場合	満20歳～89歳まで	更新の場合	満99歳まで
------	---------	------------	-------	--------



ご提供コース

保険金額に応じて6つのコースからお選びいただけます。
※責任開始日から6か月以内に支払事由が発生した場合、死亡保険金の支払額は50%に削減されます。

お手軽に備えたい方	
50万円コース	100万円コース
安心して備えたい方	
150万円コース	200万円コース
しっかり備えたい方	
250万円コース	300万円コース

※上記は「保険金建て」プランの場合です。詳しくは保険料表・保険金額表をご覧ください。



入院一時金特約(引受基準緩和型)

日帰り入院から保障!

入院一時金特約(引受基準緩和型)を付加することで、入院した場合の費用にも備えられます。

手術の有無にかかわらず、入院1回につき5万円または10万円の一時金を受け取れるので、在院日数が短期化傾向にある最近の入院事情にも最適です。

※当社の他の商品に加入中の方は、入院一時金特約(引受基準緩和型)を付加できないことがあります。

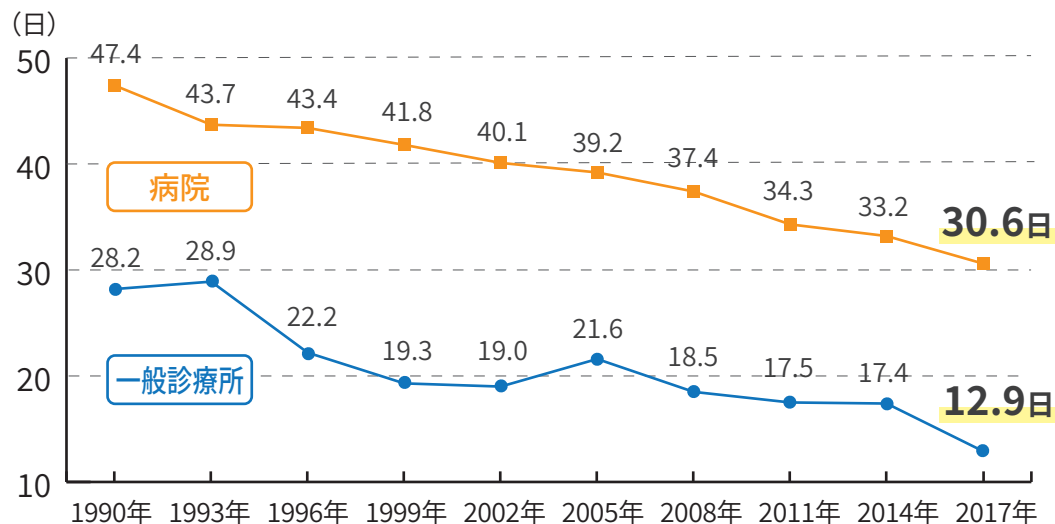
※責任開始日から起算して6か月以内の入院による入院一時金の支払い金額は、不慮の事故による傷害を直接の原因とした入院を除き、支払額が50%に削減されます。

入院一時金 病気やケガで入院した場合

1回の入院につき **5万円** または **10万円**
(1保険期間につき80万円を限度)

退院患者の 平均在院日数

出典:厚生労働省
「平成29年(2017)患者調査の概況」
を元にプラス少額短期保険が作成



お申込みにあたっての条件

告知事項(下記の項目に該当がなければお申込みいただけます。)

告知事項欄

1	最近3か月以内 に受けた医師* ¹ による検査または診察で、入院* ² または手術* ³ をすすめられたことがありますか？ または、現在入院中あるいは在宅医療* ⁴ を受けていますか？	いいえ	はい
2	過去1年以内 に、病気やケガで入院* ² したこと、または手術* ³ を受けたことがありますか？	いいえ	はい
3	今までに、以下の病気と診断されたこと、または以下の病気により入院* ² や手術* ³ を受けたことがありますか？ (ア) ガン(悪性新生物(※)および上皮内新生物) (イ) 肝硬変 (ウ) 統合失調症、認知症、慢性腎不全 ※白血病その他の血液の腫瘍は、悪性新生物に含まれます。	いいえ	はい
4	40歳以上の方 公的介護保険制度の要介護認定*を受けている、または、現在、公的介護保険の申請中ですか？ ※要支援1・要支援2の場合は除きます。	いいえ	はい

*1 医師には歯科医師も含まれます。柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師等は含みません。 *2 入院日数にかかわらず、治療のための入院、検査入院、教育入院を含みます。正常分娩による入院は含みません。 *3 「悪性新生物温熱療法」、「衝撃波による体内結石破碎術」、「ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術」、「新生物根治放射線照射」、「レーザー・冷凍凝固による眼球手術」および先進医療における手術を含みます。 *4 医療を受ける者の居宅等において提供される医療をいい、医師が訪問して診察や経過観察を行う訪問診療、看護師が訪問してケアを行う訪問看護、理学療法士や作業療法士が行う訪問リハビリテーションなどが含まれます。

※健康状態について、より詳細に告知いただくことにより、保険料が割増しされていない当社の他の死亡保険にお申し込みいただける場合があります。



商品の 注意事項

1. 保険期間は1年です。
2. 自動更新です。
3. 保険料は掛け捨てです。
4. 更新により5歳毎に保険料が変動します。

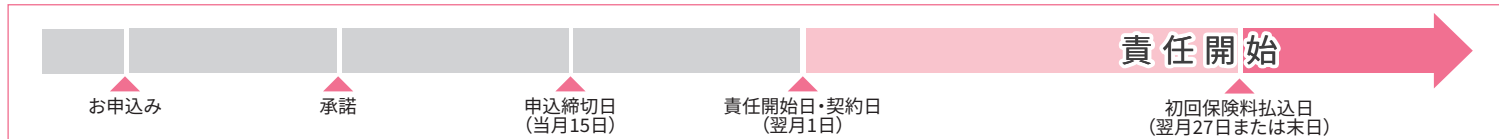
ご契約に関して重要なこと

このパンフレットは、当社保険商品の概要をご説明する資料です。

お申込みの場合、「重要事項説明書」、「約款」などを必ずご一読のうえ、内容についてご理解くださいますようお願いいたします。

お申込みに際しては、保険契約者および被保険者(保険の対象となる方)ともにご本人が内容を必ずご確認ください。

- **契約年齢** 満20歳から89歳です。
- **保険期間** 保険期間は1年です。(自動更新)
- **保険料** 保険料は掛け捨てです。(更新により5歳毎に保険料が変動します)
- **保険料払込回数** 月払・年払です。



● 保障の開始について

- ◆ 保険契約のお申込みの受付を毎月15日(以下、「申込締切日」)に締め切ります。申込締切日までに当社が承諾したことを条件として、申込締切日の属する月の翌月1日から保険契約上の責任を負います。
- ◆ 初年度の保険契約において当社の保険契約上の責任が開始される日を責任開始日といいます。
- ◆ 責任開始日が保険契約の契約日となります。
- ◆ 保険契約期間は、契約日から起算して1年間です。

● 削減期間について

- ◆ この保険には、支払削減期間があり、初年度の責任開始日からその日を含めて6か月以内に支払事由が発生した場合、死亡保険金の支払額は50%に削減されます。

● 保険料・保険金額について

- ◆ 保険料・保険金額は、契約日・更新日における満年齢、性別、払込回数によって決まります。

● 保険料の払込方法などについて

- ◆ 保険料の払込回数は、月払いか年払いを申込み時に契約者に選択していただきます。払込方法(経路)は、口座振替かクレジットカード払い(JCB/VISA/Master/AMEX/Diners)が選択できます。

● 死亡保険金受取人について

- ◆ 契約者は、被保険者の同意を得たうえで、死亡保険金受取人1人を指定して下さい。

● 指定代理請求人について

- ◆ 入院一時金特約(引受基準緩和型)を付加した契約者は、指定代理請求人を指定することができます。

● 配当金、解約返戻金、クーリングオフなど

- ◆ この保険には、配当金・満期保険金はありません。月払契約の場合、解約返戻金はありません。年払の場合、保険契約の契約日からの経過月数に応じて計算された金額を解約返戻金として保険契約者に支払います。ただし、1か月に満たない経過月の端数はこれを切り上げます。
- ◆ この保険は、保険期間が1年以内の為、クーリングオフの対象ではありません。

● 当社の募集人(募集代理店)について

- ◆ 当社の募集人(募集代理店)には、保険契約締結の代理権・保険料受領権・告知受領権はありません。
- ◆ お申し込みいただいた保険契約をお引受させていただくかどうかの判断は当社が行います。

● 少額短期保険業について(概要)

- ◆ 保険業法等の法令に基づき、生命保険会社・損害保険会社・再保険会社に次いで、4つめの保険会社として平成18年4月以降、少額短期保険会社が設立されるようになりました。
- ◆ 現在約100社が登録されており、ミニ保険などと呼ばれ、新しい保険として評価されている業界です。

● 個人情報・センシティブ(機微)情報の取り扱いについて

- ◆ 個人情報の利用目的について
当社は、取得した個人情報をお客様の同意を得た場合および法令により認められた場合を除き、次の目的のために利用します。
(1) 保険契約の審査、引受、保管理、給付金のお支払い
(2) 関連会社・提携会社等を含めた商品・サービスの案内や提供
(3) 当社業務についての運営管理・情報提供、商品等の充実
(4) その他、保険関連業務
- ◆ センシティブ(機微)情報の取得・利用について
当社は、センシティブ情報を、適切な業務運営を確保する必要性においてのみ本人の同意に基づいて取得し、また利用します。
- ◆ 保険契約申込書、預金口座振替依頼書、クレジットカード支払申込書、告知書などに記載頂いた個人情報については、当社が業務を委託し、守秘義務を負う業務委託先へ、業務上必要な範囲で提供することがあります。

● 少額短期保険業者の制限について

- 少額短期保険業者には、原則として以下の制限があります。
- (1) 少額短期保険業者は保険期間が1年以内であって、死亡の場合は、保険金額が300万円以下の保険のみの引受けをおこなうもの
- (2) 少額短期保険業者は保険期間が1年以内であって、いわゆる第三分野の医療保険の場合は、保険金額が80万円以下の保険のみの引受けをおこなうもの
- (3) 1人の被保険者について引き受けるすべての保険の保険金額の合計額は、1,000万円以下とすること
- (4) 1人の保険契約者について引き受ける医療保険の保険金額の合計は、原則8,000万円以下とすること
- (5) 1人の保険契約者について引き受ける死亡保険の保険金額の合計は、原則3億円以下とすること

※このパンフレットに記載の保険内容および保険料などは2023年10月現在のものです。
※このパンフレットに記載の「当社」とは、引受少額短期保険業者のことをさします。

【募集代理店】

プラス少額短期



検索

プラス少額短期保険株式会社

〒160-0022 東京都新宿区新宿5-17-18 H&Iビル